

令和7年度 大阪市立中大江小学校 「学校いじめ防止基本方針」

1. いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（いじめ防止対策推進法 第2条）

2. 本校の基本方針のポイント

上記の考え方をもとに、本校では「いじめは、どの学校・どの学級でも起こり得る。」という認識の上で、「心身ともにたくましい子どもを育てる。～一人一人が輝く中大江」をめざして、「大阪市立中大江小学校いじめ防止基本方針」を策定し取り組んでいく。

第1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめの防止等の対策に関する基本理念を次のとおりとする。

○いじめは全ての児童に関係し、全ての学校で起こり得るものである。このことを十分に認識した上で、全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずにいじめが行われなくなるようにすることを旨として行う。

○いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。また、いじめを受けた児童の心身に深刻な影響を及ぼす行為である。これらのことを見たが十分に理解し、全ての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することのないようにすることを旨として行う。

○いじめを受けた児童の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、学校・家庭・地域その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することをめざして行う。

第2 いじめの防止等に関する基本的な考え方

「いじめ」とは、児童に対して、当該児童と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

以下は、いじめについての基本的な認識である。

- ①いじめはどの子どもにもどの学級にも起こり得るものである。
- ②いじめは重大な人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く、発見しにくい。
- ④嫌がらせやいじわる等、多くの児童生徒が入れ替わりながら加害も被害も経験する。
- ⑤暴力を伴わないいじめであっても、繰り返されたり、集中的に行われたりすること

により、生命・身体に重大な危険が生じる。

⑥いじめは、その態様により暴行・恐喝・強要等の刑罰法規に抵触する。

⑦いじめには、加害・被害の二者関係だけではなく、いじめを助長する観衆・いじめに暗黙の了解を与えててしまう傍観者も存在する。この観衆・傍観者から仲裁者への転換を促すことが重要であると考える。

3. 学校の取り組み

いじめ問題の克服に向けては、学校・家庭・地域がそれぞれの役割を果たしつつ、一体となって児童一人一人の人間的成長を促すことが必要であり、特に学校においては、全ての教科を含め、教育活動全体を通じて取り組む。

このことを前提として、基本的な方向を「未然防止」と「早期発見」に重点を置いて、心豊かな中大江の子どもの育成を推進する。

【1】いじめの未然防止についての取り組み

＜基本姿勢＞

学校の教育活動全体を通じて自分を大切にするとともに他者の大切さを認め、お互いの個性を尊重しあうなど、豊かな心や人間関係を結ぶ力を育む教育を推進する。

①個性や可能性を伸長する授業の充実

児童の能力・適性や興味・関心等に応じた学習活動を推進し、主体的に学校行事や授業に参加、活躍することを通じて、個性や可能性の伸長を図る。

②人間関係の基盤となる力の育成

異学年交流や幼稚園児とのふれあい活動・ピアサポート等を活用し、人の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性、社会性の育成を図る。

また、読み聞かせボランティアによる読書活動や対話・創作・表現活動等を取り入れた教育活動により、豊かな情操やコミュニケーション能力を培う。

③道徳教育の充実

教科書や副読本等を活用した授業など、道徳教育を充実させ、児童の社会性や規範意識、思いやりなどの豊かな心を育む。

④人権教育の充実

『人権教育教材集』等を活用し、人の痛みを感じ、思いやることができるよう人権教育の基盤である生命尊重の精神や人権感覚を育む。

⑤体験活動の推進

他者・社会・自然との直接的なかかわりの中で体験活動を体系的に実施し、自分の役割を自覚する中で、自己有用感等を高める。また、地域住民や保護者等、多くの大人に支えられる体験を通して、児童の自信や意欲・感謝の気持ち等豊かな心を育成する。

⑥授業の改善

- ・学習規律の確立や配慮を要する児童への対応に配慮する。
- ・相互公開授業等、「わかる授業」づくりに取り組む。
- ・指導力の向上に関しての共通理解を図り、研修に取り組む。

⑦児童の主体的な活動の推進

学級活動、児童会活動等において、いじめの防止や互いを思いやる気持ちの大ささについて呼びかける活動など、児童が自分たちで考え実行する主体的な取り組みを通じて、いじめを許さない学級・学校づくりを進める。

⑧教職員の対応能力向上に向けた研修

カウンセリングマインド研修をはじめ、生活指導担当教員研修・管理職研修などの伝達研修により、教職員のいじめに対する対応能力の向上を図る。

- ・人権教育研修会（11月・2月）
- ・生活指導研修会（9月）

【2】いじめの早期発見についての取り組み

＜基本姿勢＞

いじめは、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、些細な兆候であってもいじめではないかとの疑いをもって、早い段階から関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、積極的に認知する。

①児童の相談体制の充実と情報の共有化について

普段から、担任や養護教諭が児童と保護者の相談にあたるとともに、区役所や学校カウンセラー等の関係機関と連携しながら、いじめに係る相談体制を整備する。

②児童アンケートの実施

いじめは、どの児童にも起こりえる、どの児童も被害者にも加害者にもなり得るという事実をふまえ、いじめに向かわせないための歯止め効果の期待と早期発見の手立てとして、全ての児童を対象に学期に1回程度の児童アンケートを学校で実施する。

- ・児童対象いじめアンケート 年3回（6月・11月・2月）
- ・学級担任による児童からの聞き取り調査 年2回（7月・12月）

4. いじめの早期解決についての取り組み

発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込みず、速やかに組織的に対応する。被害児童を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童を指導する。指導においては、謝罪や責任を形式的に問うのではなく、社会性の向上・児童の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。

（1）いじめ問題に取り組むための校内組織

組織名	中大江小学校いじめ防止対策委員会
構成メンバー	校長、副校長、教頭、教務主任、首席、生活指導部長、 養護教諭、学年主任、当該学年担任、 スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー
活動内容	いじめに関わる事案
開催時期	隨時
内容	・いじめ事案の事実関係の確認と委員会への報告について ・被害児童の保護、加害児童への指導について ・解決に向けての対応について

(2) 保護者や地域・関係機関との連携

①ホームページや学校だよりなどにより、いじめ防止についての取り組みの発信・啓発に努める。

②学校協議会への報告を行い、協力を図る。

③事案に応じて、関係機関の参加要請を図る。

(3) 取り組み内容の検証

①PDCAサイクルを活用し、「運営に関する計画」で検証する。

②学校教育アンケートの実施等、未然防止の推進・再発防止に向けての改善方法について次年度に生かす。

5. 重大事案への対処

ア)「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」

イ)「相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑い」

等があった場合、速やかに教育委員会に報告し、連携して調査及び対応を行う。

- ・隠蔽せず、誠意ある対応を行う。また、対応の窓口は一本化する。
- ・調査組織を設置し、事実関係を明確化する。
- ・被害児童及び保護者へ適切に情報提供を行う。
- ・教育委員会への報告を逐一行う。

平成26年5月21日

平成31年4月 1日 改訂

令和 4年7月 6日 改訂

いじめ対応フロー図

教職員研修について =年に2回校内研修を実施する。

(いじめ防止に関する校内研修を1回以上開催する。教育委員会事務局指導部
または教育センターが開催する研修の伝達研修を1回以上行う)

早期発見のために =・日々の観察 ・こころの天気の活用

- ・いじめアンケートの実施（学期に1回以上二年に3回以上）
- ・教育相談の実施（学期に1回以上二年に3回以上）・SCによるカウンセリング
- ・家庭や地域との連携 ・学校以外の相談窓口の周知

いじめの可能性に気付いたとき

全教職員 ・いじめと疑われる行為を発見した・児童から相談や訴えがあった・外部から通報があった
・保護者から相談や訴えがあった・いじめアンケートに記載があった 等

校長・教頭 ・いじめ対策のための組織（例、いじめ防止委員会、いじめ対策委員会等）会議の開催

【協議内容】初期対応の検討

- ・把握できている情報の共有
- ・被害児童の安全確保、心のケア、学習支援の方法
→ 初期段階よりSCによる心のケア

被害児童生徒

加害児童生徒

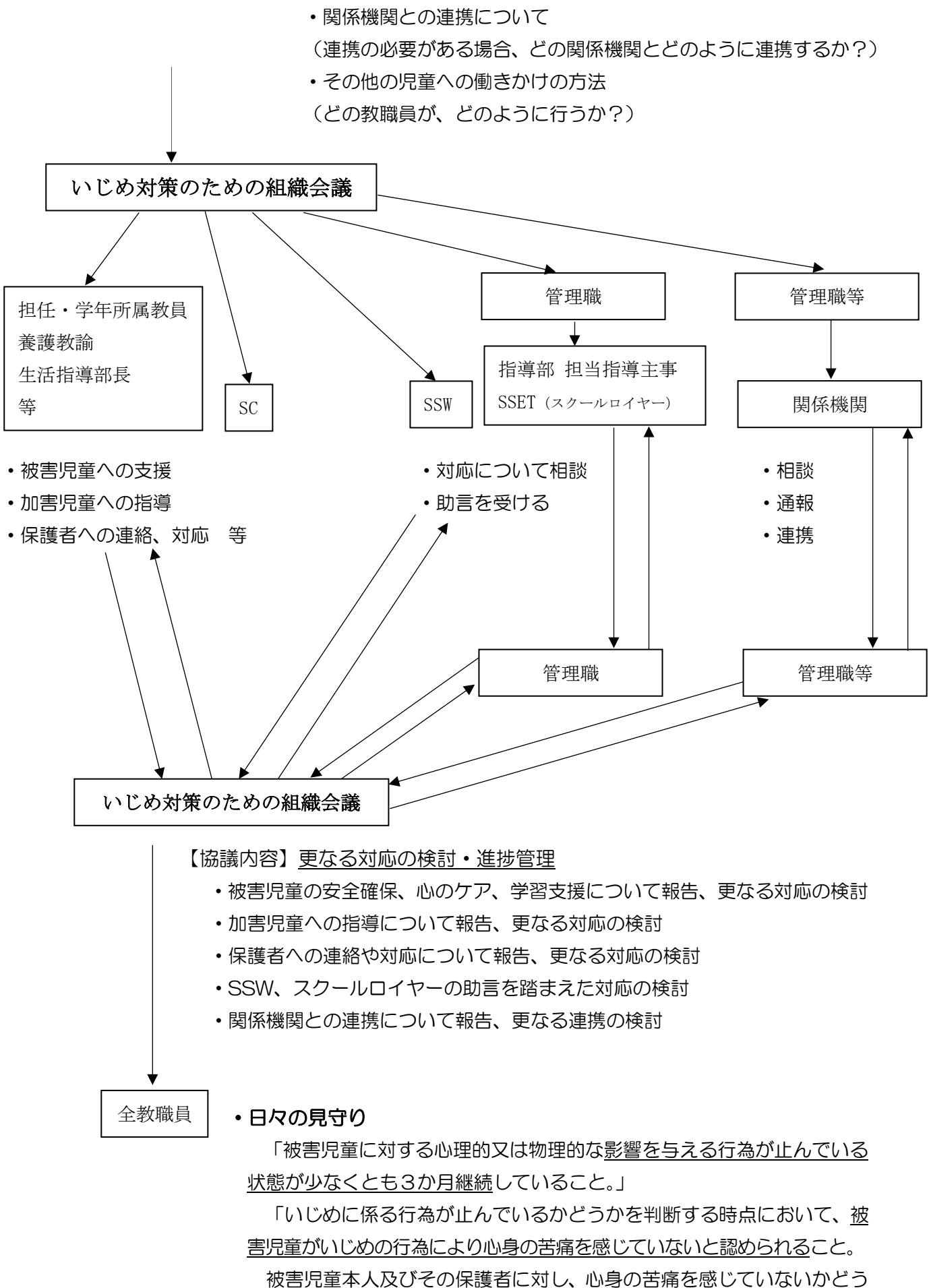
その他の児童生徒

- ・聞き取り方法（どの教職員が、どこで、どのように、何（内容）を聞き取るか？）

担任・学年所属教員・生活指導部長等 ・児童からの聞き取り等

【協議内容】指導方針・指導方法の決定

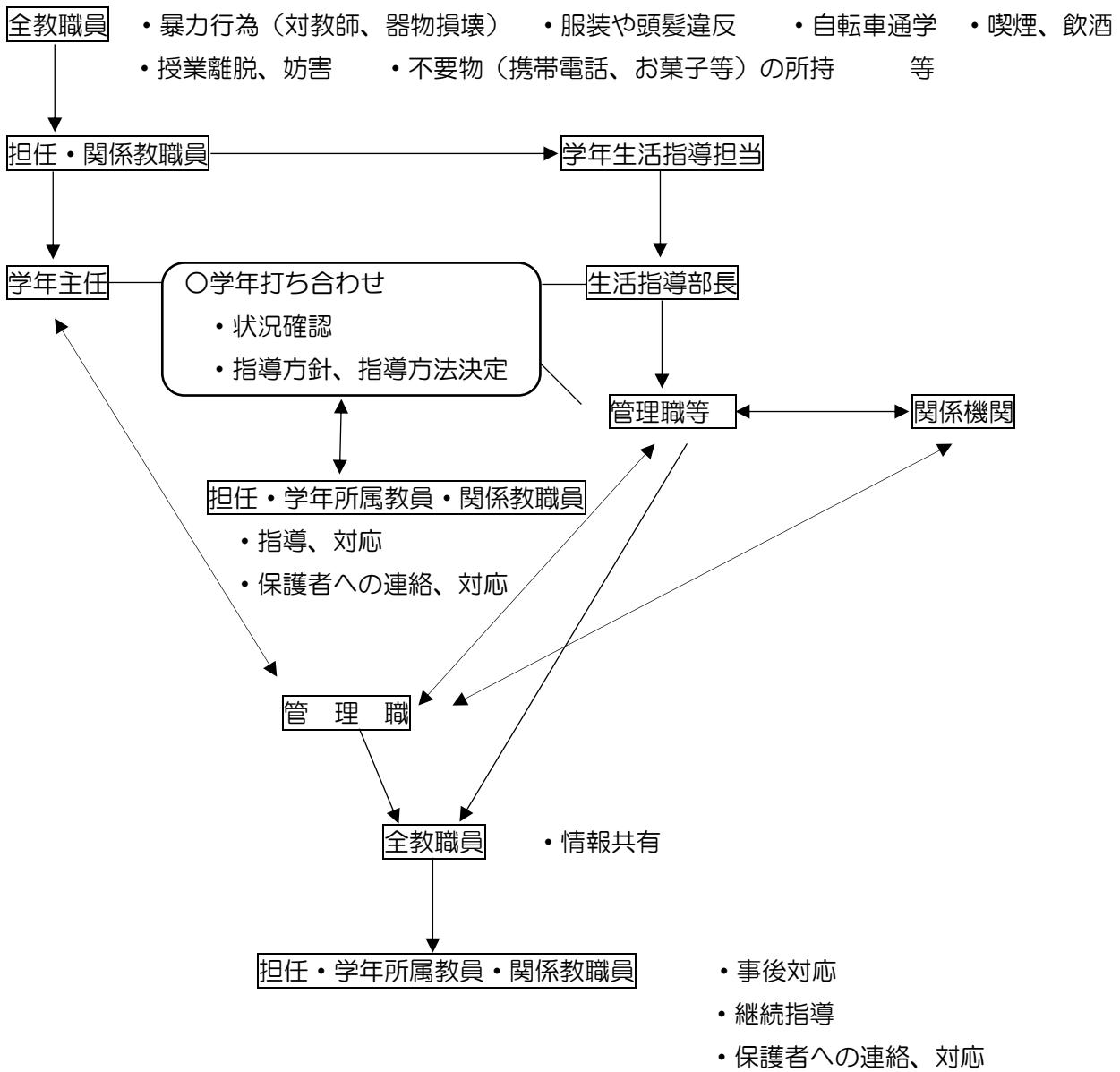
- ・聞き取った情報の共有
- ・更なる事実確認の必要性の有無
- ・被害児童への具体的な支援の方法
(どの教職員が、どのような支援を、どのように行うか?)
- ・加害児童への具体的な指導の方法
(どの教職員が、どのような指導を、どのように行うか?)
- ・保護者への連絡について
(どの教職員が、どのような方法で行うか? 説明する内容は?)



かを面談等により確認する。」

以上の2つの要件が満たされれば、解消となる。

いじめ以外の問題行動発生時の対応



※問題行動に対する指導や対応をしていく中でいじめの可能性に気付いた際は、直ちに上記の「いじめの可能性に気付いたとき」の対応に切り替える。